

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 25 日

各都道府県・市町村 生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の
生活保護制度上の取扱い等について（その2）

平素より、厚生労働行政の推進につき格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）の支給が開始されるにあたっては、別紙1「「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の生活保護制度上の取扱い等について（その1）」（令和3年6月11日付厚生労働省社会・援護局保護課・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室連名事務連絡。以下「事務連絡その1」という。）において生活保護制度上の取扱いをお示したところで

す。自立支援金は、特例貸付を利用できない困窮世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給することが目的となっており、生活保護制度との円滑な接続が必要であることから、保護の実施機関においてご留意いただきたい点等について、下記のとおり周知いたします。

記

1 生活保護制度のリーフレットについて

事務連絡その1において、自立支援金の申請者に対しては、生活保護制度についての正確な理解をいただき、必要な方に確実に保護の申請をいただけるよう、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務マニュアルについて」（令和3年6月11日付厚生労働省社会・援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室事務連絡）の別紙の5の（5）の④に基づき、自立支援金の実施機関は、自立支援金の支給決定者に対し、支給決定時に生活保護制度のリーフレット（以下「リーフレット」とい

う。)を送付することとなっていることをお示した。

このリーフレットについては、今般、別添の通り作成したので、保護の実施機関においてもその趣旨を認識の上、必要に応じて制度説明に利用する等の対応を行われたい。

2 相談時の適切な制度説明等について

自立支援金の申請者または受給者から保護の相談があった場合には、リーフレットの記載内容のほか、法の趣旨や、被保護者となることによって生じる権利と義務等について、懇切丁寧に制度説明を行った上で、申請の意思を確認すること。

以上

(照会先)

厚生労働省社会・援護局

保護課保護係

MAIL: hogogakar i@mhlw. go. jp

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

MAIL: shienkin01@mhlw. go. jp

事 務 連 絡
令 和 3 年 6 月 11 日

各都道府県・市町村 生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の
生活保護制度上の取扱い等について（その1）

平素より、厚生労働行政の推進につき格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」（令和3年6月11日社発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「支給要領」という。）のとおりに、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）の支給が都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を管理する町村において行われることとなっております。

自立支援金は、特例貸付を利用できない困窮世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために支給することが目的となっていることから、生活保護制度との円滑な接続が必要です。

つきましては、自立支援金の支給事務が実施されるに当たって、保護の実施機関においてご留意いただきたい点や、保護の実施機関に対しお願いする事項等につきまして、下記のとおりとりまとめましたので、周知方よろしくお願いいたします。

記

1 生活保護制度のリーフレット（今後配布予定）について

自立支援金の主な対象者像として生活保護を受給するまでのつなぎのための生活資金として自立支援金を活用する方が想定され、また、受給中に就労による自立を目指したものの引き続き生活に困窮し、受給期間終了後には生活保護に移行する方が生じることが想定される。このため、自立支援金の申請者に対しては、生活保護制度についての正確な理解をいただき、必要な方に確実に保護の申請をいただけるよう、「新型コロナウイ

ルス感染症生活困窮者自立支援金事務マニュアルについて」(令和3年6月11日付厚生労働省社会・援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室事務連絡)の別紙(以下「事務マニュアル」という。)の5の(5)の④に基づき、自立支援金の実施機関は、自立支援金の支給決定者に対し、支給決定時に生活保護制度のリーフレットを送付することとなっている。

このリーフレットは、おって厚生労働省において作成し、各都道府県・市町村に周知する予定としており、保護の実施機関においても、その趣旨を認識の上、必要に応じて制度説明に利用する等の対応を行われたい。

2 自立支援金の申請者又は受給者から、保護の申請書の写しの提供依頼があった場合の対応

自立支援金は、支給要領第3の5の(2)のとおり、保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある場合は、求職活動に係る要件を満たさなくてもよいこととされている。この「保護の申請」に係る挙証資料として、事務マニュアルの5の(2)の⑤において、受領印が押印された保護申請書の写しをお示ししている。

ついては、自立支援金の申請者(申請を予定している者を含む。)又は受給者から、受領印が押印された保護申請書の写しの提供に係る依頼があった場合は、提供をお願いしたい。

3 自立支援金が支給決定された者の情報の取扱い

上記2のとおり、自立支援金は、保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある場合は、求職活動に係る要件を満たさなくてもよいこととされているため、自立支援金の支給決定者に係る情報については、両制度の実施機関間で共有することが重要である。このため、情報共有の方法として、事務マニュアルの5の(5)の②において、自立支援金の実施機関から支給決定者リスト(以下「支給決定者リスト」という。)を保護の実施機関へ提供することをお示ししているが、当該リストの提供を受けた際の保護の実施機関における対応として、以下のとおりお願いしたい。

(1) 自立支援金決定者・受給者から保護の申請があった場合の、処分結果の情報共有について

支給決定者リストに掲載されている者から保護の申請があり、当該申請の処分の結果(保護開始決定又は却下)が出た場合又は支給決定者リストに保護受給中の者があった場合は、その旨を自立支援金の実施機関にも情報提供されたい。

なお、当該情報を自立支援金の実施機関に報告することについては、自立支援金の申請時に本人の同意を得ているので、念のため申し添える。

(2) 保護申請世帯数及び保護開始決定世帯数の集計について

令和3年内を目途に、自立支援金による生活保護への円滑な移行という観点からの効

果を把握するための調査を行うことを予定している。調査の詳細について検討の上、追って依頼するので、ご承知おき願いたい。

4 自立支援金の、生活保護制度上の要否及び程度の決定における取扱い

(1) 保護開始時の要否判定における取扱い

自立支援金の申請と生活保護の申請が同時に行われた場合や、自立支援金の受給者から保護の申請が行われた場合、自立支援金については、

- ・円滑に生活保護制度に繋ぐことを念頭に、保護が開始となった場合は中止となる制度であること、
- ・「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 3 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 問 10-6 に掲げる「平常期待できないような収入」にあたり、かつ、自治体によっては支給時期が未確定な場合もあること

等から、開始時の要否判定において収入としては認定しないこととされたい。

(2) 保護の程度の決定における取扱い

上記 2 のとおり、自立支援金は、保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある場合は、求職活動に係る要件を満たさなくてもよいこととされているが、実際に保護の開始決定が行われ、保護費を受給した者については、自立支援金の支給は中止されることとなる。

しかしながら、自立支援金の中止が間に合わず、支給されてしまう場合が想定され、この場合の取扱いについて、自治体における事務負担を考慮し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 Q&A について」(令和 3 年 6 月 1 日付厚生労働省社会・援護局新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室事務連絡) の別紙の問 36 において、自立支援金の返還請求ではなく、生活保護制度で収入認定することとして差しつかえないこととしている。ついては、この処理を行う場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) 第 8 の 3 の (2) のアの (ア) に規定する年金・手当等の公の給付にあたるものとして、適切に取り扱われたい。

ただし、当該収入認定額の増加は、自立支援金との重複受給によって生じる一時的なものであることから、保護の停止に繋がるなど、受給月に収入としてその全額を計上することが適当でないと思われる場合には、分割して収入認定を行うことも検討されたい。

(3) 保護を却下した者への対応

預貯金や手持ち金等の資産の状況等により、保護を却下した者であって、自立支援金の支給を受けることとなった者は、当該預貯金額が自立支援金の資産要件として定められた額を下回る状態であり、近い将来に保護を要する状態に至ることが予想されることから、今後生活に困窮した場合は直ちに福祉事務所に相談するよう助言すること。

5 その他、適切な保護の実施

(1) 申請権の確保について

上記4の(1)及び(2)のとおり、自立支援金と生活保護は併給ができないこととなっているが、自立支援金の申請を行っている者からの保護の申請を受け付けないことや、自立支援金を受給しなければ生活保護の申請を受け付けないといった、保護の申請の意思が表明された者から保護の申請を受け付けない対応は、法律上認められた保護の申請権の侵害若しくはそれが疑われる行為に当たるため厳に慎むこと。

(2) 保護の却下に係る事務処理について

仮に、金融機関本店一括照会等の生活保護法第29条に基づく報告の求め(以下「29条調査」という。)の結果が出揃わなくても、明らかに保護を要さない状態の者から保護の申請があった場合は、必要以上の29条調査は行わずに、(既に29条調査を行っている場合は結果を待たずに、)保護の却下を通知しても差しつかえないこと。

以上

(照会先)

厚生労働省社会・援護局

保護課保護係

MAIL: hogogakari@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室

MAIL: shienkin01@mhlw.go.jp